

平成 29 年度 第 1 回 門真市子ども・子育て会議  
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 29 年 8 月 9 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 9 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、西 美有希、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、奥田 智香、  
黒石 美保子
- 4、事務局：こども未来部 内田部長、南野次長  
こども政策課 田代課長、山中課長補佐、高橋係員、山本係員、津田係員  
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：0 名
- 6、議 案：1. 門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて  
2. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、委員 8 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また本日は、傍聴者の方はおられません。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。

また、本日の会議より、公立保育園の代表として、前任委員の退職に伴い、上野口保育園長の奥田委員に、新たに就任いただいております。各委員の皆様には、お手元の参考資料 1 として、委員名簿をお配りしておりますので、ご確認ください。

それでは、これ以降の会議の進行につきまして、部会長に一任させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

部会長：皆様、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題 1 門真市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題 1 について、ご説明いたします。まず、資料 1 には、国の手引きに基づき、中間見直しの流れや方法について記載しておりますので、ご覧願います。

本市では、平成 27 年 3 月に、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の提供体制の確保と拡充を図ることを目指し、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「門真市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年計画として策定しており、今年度 29 年度に関しましては、計画期間の中間年度にあた

ります。計画策定当時、国より示されておりました、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」におきまして、計画の見直しに関しては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」とされておりました。そして今年、計画見直しに向け、新たに国より示された、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間見直しのための考え方（作業の手引き）」において、中間年度における計画見直しの必要性の具体的な基準や見直しの手順、方法が示されております。本市におきましては、この手引きに基づき、計画策定時から、現在に至るまでの児童数の変化や、教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、検討した結果、より現状に即した適切な、子ども・子育て支援体制の確保、そしてその推進を図るため、計画の中間見直しを実施することとし、この部会では、その見直し案をご審議いただくものです。

それでは国の作業の手引きに記載されている見直しの流れに基づき、資料1の「3. 見直しの基準について」以降を、ご説明させていただきます。参考資料2としております、手引きを合わせてご覧いただければと思います。まず、手引きの2ページ目上段に、「2. 見直しの要否の基準」について記載がございます。基本指針において、認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合に見直しが必要となるとされておりましたが、この手引きにおいて具体的には、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごと（3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと。）の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上乖離がある場合には、「大きく乖離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となる、とされています。これに基づき、本市の計画と実績値を比較した資料が、資料2になります。こちらの資料では、27年度から29年度までの3年間分の、4月1日時点の認定者数の計画と実績を比較しています。計画策定時の推計児童数と実際の児童数、量の見込みと支給認定者数の実績値、確保方策と実際の利用定員数の差をお示ししておりますが、表の一番下の網掛けの部分に、計画の量の見込みと支給認定者数の実績値との乖離率をお示しております。資料1の「4」にも記載しておりますとおり、北部・南部ともに、3号の1・2歳等、一部の計画値と実績値に10%以上の乖離が見られるため、平成30年度及び平成31年度における量の見込み及び確保方策について見直しが必要な状態であることがお分かりいただけるかと思えます。次に、資料1の「5. 見直しの手順について」においては、要因分析と量の見込み算出の計算式についてご説明しております。国の手引きにおいては、計画と実績値に乖離がある場合、大きく分けて2つの要因が考えられ、どの要因がどの程度影響しているのかを精査する必要があるとされています。まず、ひとつ目の要因として、推計時に想定できなかった事情により児童数自体が増大している場合が挙げられています。この要因については、参考資料3をご覧ください。この資料では、平成27年度から平成29年度までの計画策定時の推計児童数と各年度4月1日時点の児童数の実績値を比較しておりますが、乖離の原因となるほどの大幅な児童数の増加は見られませんでした。

続いて、ふたつ目の要因としては、支給認定数について、推計時の予想を超えて、教育・保育の利用のニーズが高まっている場合が挙げられています。この要因については、資料2でもわかるように、平成27年から平成29年にかけて、保育の利用希望者数の増加が見られるため、

この増加傾向については、見直しの際に反映させる必要があります。そして次の②には、国の手引きに示されている、平成 30・31 年度の「量の見込み」の算出のための計算式を記載しております。「補正後の推計児童数」かける「支給認定割合」で「見直し後の量の見込み」を算出するとされており、「6」以降については、平成 30・31 年度の「補正後の推計児童数」、「支給認定割合」をそれぞれ算出し、各年度の「見直し後の量の見込み」を出す作業となります。

「6. 見直しの方法について」として、まず、先ほどの計算式の、平成 30・31 年度の「補正後の推計児童数」の算出方法を①に記載しております。推計児童数についても、計画時の推計値と実績値に乖離がある場合は補正を行う必要があるとされています。参考資料 3 によりますと、先ほどもご覧いただきましたとおり、量の見込みと実績値の乖離の原因となるほどの大幅な人口増加は見られないものの、29 年度の北部に一部、10%以上の乖離が見られ、来年度以降も引き続き乖離が見込まれることから、実績値をもとに、推計児童数の補正を行っております。参考資料 4 に、30・31 年度の児童数の推計方法と推計児童数を記載しております。推計方法に関しましては、コーホート変化率法を使用しています。コーホート変化率法とは、例えば、30 年度の 1 歳の児童数の推計値を算出したい場合、前年度の 29 年度の 0 歳人口数に、さらに前年度、28 年度の 0 歳人口が、29 年度に 1 歳になった時の人口の増減割合を掛け合わせて、算出するものです。そのため、1 歳前の年齢がない、0 歳人口については、この方法は適用できないため、参考資料 4 に記載しておりますように、0 歳人口についてのみ、27 年度から 29 年度にかけての増減割合の平均を 29 年度の児童数にかけ、30 年度の 0 歳人口を、さらにその数に同じ割合をかけることで、31 年度の 0 歳人口を算出しております。続いて、平成 30・31 年度の「支給認定割合」の算出方法を②に記載しております。方法といたしましては、資料 2 に記載しております、平成 27 年度から平成 29 年度の 4 月 1 日時点の支給認定割合の変化を踏まえ、3 年間の支給認定割合の増減値の平均を算出し、平成 29 年度 4 月時点の支給認定割合の実績値に加えることで、30 年、31 年の支給認定割合の推計を行います。具体的には、参考資料 5 に記載しておりますので、ご確認願います。まず、27 年度から 29 年度までの支給認定割合の増減値の平均の算出方法について、一番上に記載しております。例として、北部の 2 号認定の平均増減値を算出する場合を示しております。資料 2 に記載している数値と同じですが、27 年度の 4 月 1 日時点の 3 歳から 5 歳の児童数は 1,244 人、支給認定者数は 574 人、よって、3 歳から 5 歳の全児童数のうちの支給認定者数の割合は、46.1%となり、同様に、28・29 年度についても、支給認定割合を計算すると、28 年度は 51.5%、29 年度は 54.8%になります。そして、27 年度の 46.1%から、28 年度の 51.5%への増減値は 5.4%の増加、28 年度の 51.5%から、29 年度の 54.8%への増減値は 3.3%の増加となっており、平均増減値は、4.35%となります。よって、北部の 2 号認定の 30 年、31 年度の支給認定割合の見込みは、平成 29 年度 4 月 1 日時点の支給認定割合に、各年度 4.35%を増加させることで、算出することになります。2 段目以降の表に関しましては、同様の方法で、1 号、3 号の 0 歳、1・2 歳の支給認定割合の平均増減値を算出し、30 年度、31 年度の北部、南部の量の見込みを算出しています。先ほどと同じように、北部の 2 号認定を例としてご説明させていただくと、29 年度 4 月 1 日時点の支給認定割合は 54.8%であることから、30 年度の支給認定割合は、4.35%を増加させた 59.15%、31 年度の支給認定割合は、59.15%に再度 4.35%を増加させた、63.5%となります。よって、

国が「見直し後の量の見込み」の算出に使用するとしていた、「補正後の推計児童数」と「支給認定割合」が算出されましたので、この計算式に基づいて、計算いたしますと、北部の30年度、2号の量の見込みは、推計児童数が1,181人、支給認定割合の見込みが、59.15%であるため、これらを掛け合わせて、699人となります。同様に31年度は、推計児童数1,139人、支給認定割合の見込みが63.5%であるため、量の見込みは723人となります。1号と3号及び南部についても、同様の方法で量の見込みを計算しております。そして、算出した量の見込みを用いて、資料3に、計画の見直し案を作成いたしましたので、ご確認いただければと思います。資料の上段に当初の計画、中段に、中間見直し案を記載しております。④・⑤には、先ほど算出した推計児童数と、量の見込みを記載しており、この量の見込みに対する確保方策を、⑥に記載しております。この確保方策には、資料1の「7」にも記載しております通り、昨年度の意向調査時までには、施設改修や新規施設の設置等による保育定員の拡充希望のあった、既存事業者による全拡充数と、今年度行った新規小規模保育事業者による定員拡充数等、現在把握しております全ての定員拡充予定を記載しており、最終的に、31年度、北部南部共に、確保方策が量の見込みを満たした形で、計画をお示しさせていただいております。教育・保育の量の見込みと確保方策に係る計画の中間見直しについての説明は以上になりますが、資料1の最後、「8」に記載しています通り、国の手引きには、教育・保育の量の見込みと同様に、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みに関しましても、計画と実績に乖離がある場合、見直しが必要とされております。こちらに関しましては、第2回の部会にて、見直しの方向性をお示しさせていただき予定としておりますので、よろしくお願いたします。長くなりましたが、議題1についての説明は、以上となります。

部会長：ありがとうございます。ただいま事務局より、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてという事で、幼児期の教育・保育の提供体制にかかる計画と実績値、そして30、31年度にかかる量の見込みと確保方策の見直し案について、説明がありました。ただいまの説明に対しまして、何かご意見やご質問はございますか。

郵橋委員：ひとつよろしいでしょうか。参考資料3ですが、28年、29年に渡って、4月1日の実績数で、利用申請が増えているというのはあまりないんですね。全体で見ますと、0歳が814から840に増えている以外は、基本的には減っているという傾向ですよね。そしてもう一つわからないのは、27年の利用実績が、0歳が798ですがそれが1年たった時に、利用申請者の数が784、そして3年目に入って760という風に、年々減っていく。これをどう認識すればよいのかを教えてくださいませんか。

事務局：これは利用申請数ではなく、子どもの数、全体的な児童数なんです。

郵橋委員：そうですね。

事務局：ですので、おそらく転出により、年々子どもの数が減少しているということです。

郵橋委員：少子化の傾向としてということですね。

事務局：そうですね。4月1日時点の傾向ということですね。

郵橋委員：だとすると、27年から29年にかけて、0歳だけは年々増えているということですね。

事務局：そうですね。

郵橋委員：しかし、28年の814から29年に1年経つと、807で減っていると。

事務局：そうですね。その分転出されて減少しているということですね。

郵橋委員：年齢が上がっていくにつれて、人口が減っていくのに対して、なぜ0歳だけが増えているのかというあたりの理由はどこにあるのかなと思ひまして。

事務局：具体的に、年間を通してという数字を追っていない部分がございます。確かに、マンションが建ったり、いろいろな要因があるかと思いますが、ただそれが年間を通してどうなっているのかというと、なかなか検証はできていない状況です。

郵橋委員：全体数が減っていくと、そのうち利用も減っていく可能性もあるわけですよね。

事務局：そうですね。児童数の全体数が減っていけば、利用数も減っていく可能性はありますね。

郵橋委員：利用申請数も減っていく傾向にある中で、見直しをした後、この先どのように施策決定していくかという時に、0歳だけ増加していて、その他の年齢は減少している傾向の中で、どのように施策を決定していくかというのが分かりません。推計値を見ても同じ傾向ですよね。

事務局：そうですね。推計値も減少傾向にあります。

郵橋委員：1年経つごとに増えているのが、29年の1歳、30年の1歳、31年の2歳、なぜここだけ増えているのか分からないですよね。この傾向が歴然と表れているので、施策を決定する際に、例えば0歳だけの対策で済むのであれば、31年まで計画通り定員を確保できたとして、そこから先が減っていくのであれば、その確保した数を維持して、0歳だけの対策を考えれば良いですよね。であれば、これはひとつの案ですが、0歳の子どもに直接補助金をあげて、働きに行かなくてもよいようにする。そうすると0歳の定員数を増やすなどの対策を取らなくてもよいですよね。実際に働いているのが、預けるために働いて、お母さんが働いている分の収入がほとんどそれに消えてしまうのであれば、それだけの費用を家庭にあげれば、お母さんとの信頼関係をつくる重要な時期をフォローすることを考えておけば、子どものためになる施策になるだろうと思いますよね。0歳だけがというところを考えたときに、考えてみる価値はあるかなと思います。

事務局：ありがとうございます。過去の傾向を見て、この傾向が一時的なものなのかどうなのかを検討した上、今後の施策検討を行ってまいりたいと思います。

東口委員：近隣市での無償化の影響もぼちぼち出てくるかもしれませんね。

郵橋委員：とても大変なんですよ。ちなみに守口市で、28年度から29年度にかけて、利用申請が138人ほど増えたんです。そして、28年度から29年度にかけてこども園になる園あるいは定員拡充によって、200人ほど受け入れ枠が増加できたのですが、それでも足りないで結局、小規模保育事業所を9園作りました。そして1年経って、この6月に、29年度の利用申請が178人ほど増え、29年度定員拡充をしたとしても、来年度にもまた待機児童の発生が見込まれることとなったことから、小規模をまた昨年度並みにつくるということです。2年間で小規模が18園増やす計画です。そうすると、小規模からの進級を受け入れる連携先が決まっていないのに、それだけの子ども達が入園すると、来年の3歳の定員はどうなるのかということが問題です。おそらく来年は3歳の待機児が増えるでしょう。29年度でも50何名増え、翌年も同じように増えるのであれば、今年の3歳の待機児が4歳に上がり、3歳、4歳に待機が出る。また再来年はさらに上がり、3歳から5歳すべてに待機が出てしまうというような形になりかねない。そういう問題があるのでその辺りは、うまく考えておかないと、目先の対処でいってしまうと、そういう形になってしまいかねない。

事務局：はい。その辺りについては、調査、研究をしてまいります。

東口委員：下手をすると、近隣の方が広域利用で門真市にくることが増える可能性もありますよね。

事務局：今のところ、3・4・5歳については定員は確保されているところではありますが、小規模が増えてまいりますので、その辺りについても検討しながら、進めさせていただきます。

郵橋委員：そしてもう一つ、結局、3歳・4歳・5歳になったら、実際、幼稚園は定員割れしているわけで、幼稚園には移れるのですが、2号の人が幼稚園に移れるかといえば、なかなか移りにくい。保育料プラス給食費と預かり保育料を別に支払わなくてはならないので、無償化になっても、別途1万円程度必要になるので、そうであれば、2号で何とか入れるところを、ということで待機児が逆に増えてしまうという問題もあります。なので、前から言っているように、保育料の適正化というのをやっておかないと、これから先、無償になるから預ければ良いという問題がそこに乗かってしまうので、ややこしい話になってしまいます。そして四條畷では、給食費が無償になっているので、保育料と給食費、預かり保育の分について、自分の使い方によって、1号になった方が安いという方が出てくるので、1号で幼稚園を利用するという選択肢も出てくるのですが、門真の場合、費用が1号と2号ではほとんど違いがないので、どちらになっても保育料の無償になる額が変わらないのであれば、別途費用の要る1号ではなく2号で入りたいという話になってしまいます。

事務局：無償化に関しては、今年度5歳児について実施いたしまして、今のところ、受け入れにはあまり影響は出ていません。これ以降、4歳児について来年度以降実施するのかについて、また改めてこちらの場でご審議いただくかと思っております。現在、内容を検討しております。

郵橋委員：その問題がね、やはり言うておかないと、守口市みたいに、預けられるなら預けようという方が増えてしまいます。

事務局：また、検討したものを踏まえて、こちらの場でご意見いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

郵橋委員：すいません。もう一つ、守口市での待機児童数は、1歳、2歳と年齢が上がるにつれて増えています。3・4・5歳については、3歳が少し増えただけで良いのですが、預けている理由は何かと聞くと、職を探しているということなんです。ということは、本来なら預けなくてもやっていけていたが無償で預けられるのであれば、預けて、働いて家計の収入にしようとなる。子どものために使おうではなく、家計の収入にしようということになり、保育の外注化のような形ができてしまっているというのが、一番気にしているところなんです。そういう問題は考えておかないといけないかなと思います。

部会長：ありがとうございます。貴重なご意見をいただきまして、事務局の方でも検討するという事です。郵橋委員、よろしいでしょうか。

郵橋委員：はい。

部会長：では、他に何かございますでしょうか。

東口委員：よろしいでしょうか。とりあえず近隣市のことはさておいて、当初の推計値と現状がずれているというところでの見直しということですね。そして31年度までの確保は、現在のところ、問題なからうと。まあ、それこそいろいろな情勢が絡んでくるので、何とも言えませんが、今のところはこれでいけるのではないかということで、門真市においては、新設や廃園という問題はないということですね。

事務局：今、把握させていただいている既存事業者様による拡充数と、先日行わせていただいたプロポ

ーザルにて選定させていただいた新規事業者による小規模保育事業4施設分を反映しております。また、今後の利用の状況はまだわからないところではあり、30年、31年度と状況を見ながらではありますが、今把握している保育定員数ですと、31年度の1・2歳に少しだけ不足が見られる部分がありましたので、その部分につきましては、将来的な利用の状況を踏まえて、小規模保育事業による定員拡充を再度検討させていただくという形にしております。

郵橋委員：その際に、以前東口先生が言っていたように、クラスの人数の調整、あるいは部屋のレイアウトを変えることで、受け入れを増やせるか、という問い合わせはぜひ、事業者に対してしてください。

事務局：そうですね。どんどん施設をつくってしまうのではなくて、一定、今ある事業者様にとということで、そういった状況になった場合には、そのようにさせていただこうと思います。

部会長：よろしいでしょうか。

東口委員：はい。

部会長：では、他に何かございますでしょうか。特にないようですので、次にその他といたしまして、事務局より、何かありましたら、説明をお願いいたします。

事務局：はい。ではその他といたしまして、事務局より今後の予定についてお知らせいたします。第2回部会を、9月25日(月)の午後2時から、開催させていただく予定としております。議題に関しましては、議題1の説明の際にも、少し触れさせていただきましたが、主に地域子ども・子育て支援事業の見直しについて、お諮りさせていただく予定です。また、10月頃に、本体会議を開催させていただきたく思っております。第1回、第2回部会の審議経過の報告及び毎年の進捗管理について、議題とさせていただく予定ですが、日程等、詳細については、後日追ってご連絡させていただき、調整しますので、よろしく願いいたします。なお、計画の見直しに係るスケジュールといたしましては、第2回の部会及び10月の本体会議にて承認いただいたのち、11月から3月にかけて計画改定版を作成し、年度末に本体会議にて、計画改定版の最終版について、ご報告させていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。事務局からは、以上でございます。

郵橋委員：ごめんなさい。ひとつ、今思い出したのでよろしいでしょうか。幼稚園がこども園になかなか移行していかない理由を調べた時にわかったのが、市の境にある園ほど、移行が難しいということです。たとえば門真市で言いますと、門真市の中心部から端まで子どもを送って行って、また駅まで戻ってきて、というような形になります。もともと、私立の私学助成でやっているときは、その境目がないので、他市の子どもが入っているんですね。認定こども園にしようとしても、手続き上の問題で、他市から入ってくるのがなかなかうまくいきません。守口でも、大阪市との境界線の側にある園が、こども園に移行すると言っていたのに、結果的にできなかった。市から子どもを入れて定員を埋めてもらえるんだと思っていたら、そこまでの需要がなくて、経営が維持できないということで、元に戻したということがありました。このような、広域の調整がこれから先、問題になってくると思います。先ほど言っていたように、3歳、4歳、5歳の待機が出てきた時に、その点がうまくやり取りできるのであれば、こども園になってもらって、長時間の預かりの子どもとして入れてもらえる可能性があります。このあたりの働きかけ方というのも考えた方が良くはないかと思います。大阪府には何回も言っていたのですが、そこは市の問題なのでということで、あまり積極的ではないです。これは門真だけ

ではなくて、他の市も同じなんですけどね。

部局長：ありがとうございました。では、先ほどの事務局の説明に対して、何かございますでしょうか。次回の第2回の部会が9月25日で、その後に本会議ということでした。よろしいでしょうか。では、本日の議題は全て終了いたしましたので、ただ今をもちまして、平成29年度第1回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会は終了させていただきます。ありがとうございました。

<以上>